

## 訪問診療とワクチンの同時実施、訪問診療料が算定可 —新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬算定について その15—

厚労省は5月11日付で、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（その46）を発出。特に診療所に関係すると思われる内容を、以下に抜粋して掲載する。全文は、当会又は厚労省HP等をご確認いただきたい。

併せて、5月から厚生局による個別指導が再開されたが、新型コロナウイルス感染症の対応等で個別指導への出席が困難な場合は、厚生局に相談されたい。

記

### 【事務連絡（その46）より抜粋、問No.は疑義解釈 原文ママ】

問3：自院に通院している患者が他の医療機関等において市町村の予防接種実施計画等に基づき新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、新型コロナワクチン）の接種を受けるにあたり、当該他の医療機関等より診療情報提供を求められ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合、情報提供先の医療機関等を診療情報提供料（Ⅰ）注2に掲げる市町村とみなしてよいか。

（答）よい。なお、その場合、「別紙様式11」、「別紙様式11の2」又はこれらに準じた様式の文書を用いてよい。

※補注：「別紙様式11」、「別紙様式11の2」は、通常用いられている「診療情報提供書」の書式である

問4：在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者に対して、保険医療機関の保険医が訪問診療を行った日と同一日に、市町村との委託契約に基づき、新型コロナワクチンの接種に係る診療等を実施した場合、訪問診療に対して在宅患者訪問診療料（Ⅰ）又は（Ⅱ）は算定できるか。

（答）算定可。

※補注：上記問は、保険診療による訪問診療と、新型コロナワクチン接種を同時に実施した場合である。ワクチン接種のみで訪問した場合は、在宅患者訪問診療料（Ⅰ）、（Ⅱ）は算定できない。

### 厚生局の個別指導（新規含む）、5月より実施

関東信越厚生局神奈川事務所（以下、厚生局）は、5月から個別指導を実施。新規個別指導については5月26日に実施される。この度の新規個別指導は主に、昨年12月9日（緊急事態宣言の発令されたため中止・延期）に実施予定であった医療機関が対象。12月16日実施分も中止・延期されているため、6月以降に実施される可能性が高い。なお、緊急事態宣言が発令された場合は再度の延期等も想定される（個別指導の実施通知は、指導日の1カ月前に医療機関に郵送される）。

またコロナ禍における指導であるため、実施通知に「新型コロナウイルス感染症の対応等のため、指導への対応が困難な場合」は厚生局に相談する旨が追加されている。該当する場合は、厚生局に申し出ることによって延期となる可能性もある。